

○総務省告示第 号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十一条の四第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別表第一(第二条関係)
衆議院小選挙区選出議員の選挙、参議院選挙区選出議員の選挙又は都道府県知事の選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者

別表第一(第二条関係)
衆議院小選挙区選出議員の選挙、参議院選挙区選出議員の選挙又は都道府県知事の選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者

区分	テレビジョン放送	ラジオ放送
青森県	青森朝日放送株式会社 青森放送株式会社 株式会社青森テレビ	青森放送株式会社 株式会社エフエム青森
山形県	株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社テレビユー山形 株式会社山形テレビ 山形放送株式会社	山形放送株式会社 株式会社エフエム山形
群馬県	群馬テレビ株式会社	株式会社文化放送 株式会社エフエム群馬
埼玉県	株式会社テレビ埼玉	株式会社TBSラジオ 株式会社エフエムナックファイブ
静岡県	株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 株式会社テレビ静岡 静岡放送株式会社	静岡放送株式会社 静岡エフエム放送株式会社
[略]	[略]	[略]

区分	テレビジョン放送	ラジオ放送
青森県	青森朝日放送株式会社 青森放送株式会社 株式会社青森テレビ	青森放送株式会社
山形県	株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社テレビユー山形 株式会社山形テレビ 山形放送株式会社	山形放送株式会社
群馬県	群馬テレビ株式会社	株式会社文化放送
埼玉県	株式会社テレビ埼玉	株式会社TBSラジオ
静岡県	株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 株式会社テレビ静岡 静岡放送株式会社	静岡放送株式会社
[同上]	[同上]	[同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。	〔備考 略〕	〔略〕	京都府	〔略〕	香川県	〔略〕	熊本県	〔略〕	宮崎県	〔略〕	
	〔略〕	株式会社京都放送	株式会社瀬戸内海放送 西日本放送株式会社	株式会社熊本県民テレビ 株式会社熊本放送 株式会社テレビ熊本 熊本朝日放送株式会社	株式会社テレビ宮崎 株式会社宮崎放送	〔略〕	株式会社熊本放送 株式会社エフエム熊本	株式会社エフエム香川 西日本放送株式会社 株式会社エフエム香川	株式会社京都放送 株式会社エフエム京都	株式会社エフエム宮崎 株式会社エフエム宮崎	〔略〕
	〔備考 同上〕	〔同上〕	京都府	〔同上〕	香川県	〔同上〕	熊本県	〔同上〕	宮崎県	〔同上〕	
	〔同上〕	株式会社京都放送	株式会社瀬戸内海放送 西日本放送株式会社	株式会社熊本県民テレビ 株式会社熊本放送 株式会社テレビ熊本 熊本朝日放送株式会社	株式会社テレビ宮崎 株式会社宮崎放送	〔同上〕	株式会社熊本放送	株式会社エフエム香川 西日本放送株式会社	株式会社京都放送	株式会社エフエム宮崎 株式会社エフエム宮崎	〔同上〕

附 則

この告示は、公布の日から施行する。